

## 就学援助費(新入学準備金)の入学前支給

経済的理由により就学困難と認められる場合、入学に当たり必要となる学用品および通学用品の購入相当額として、国が定めた基準額を入学前に受給できます。ご希望の方は申請してください。

- 対 令和2年12月31日(木)時点で本市に住民登録があり、令和3年4月入学の新小・中学1年生の子どもを保護者で次の要件のいずれかに該当する方
- 令和2年4月以降に生活保護が廃止または停止となった
  - 児童扶養手当を受給している
  - 家族全員の市民税が非課税
  - 被災し避難している
  - 失業・退職・休職などにより家計が急変し、就学が困難と認められる(収入見込み額などによる審査があります)
  - 平成31年1月～令和元年12月の

世帯の収入金額が生活保護基準額表から算出した基準額(家族構成により異なる)の1.5倍未満

※現在、私立小学校に在籍している小学6年生(新中学1年生)は対象となりません。

※新中学1年生で、今年度「就学援助費」が認定されている方は申請不要です。同額を2月中旬に支給します。まだ申請がお済みでない方で、ご希望の場合は12月28日(月)までに申請してください。

□支給金額  
新小学1年生…5万1,060円

- 新中学1年生…6万円
- 支給時期 令和3年2月
- 申請受付 ※郵送での受付不可
- 11月2日(月)～12月28日(月)・学務課(田無第二庁舎3階)
  - 12月7日(月)～11日(金)・保谷東分庁舎
- 必要書類(いずれもコピーを提出)
- ① 児童扶養手当を受けている方…児童扶養手当証書(写)
  - ② ①以外の方(ア)年金・生命保険・仕送り・他の自治体から支給された手当などがある方…平成31年1月～令和元年12月に

得た全ての金額が確認できる書類

※令和2年1月1日現在、市に住民登録がない方は別途収入に関する書類(令和元年度課税(非課税)証明書<sup>※</sup>)の提出が必要です。

※所得が未申告の方は審査ができませんので、事前の手続きをお願いします。

(イ)賃貸住宅にお住まいの方…賃貸契約書など、令和元年12月の家賃額が分かるもの

※詳細は市HPをご覧ください。

▶学務課 田無  
☎042-420-2824

## 令和元年度 決算に基づく 健全化判断比率と資金不足比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」いわゆる「財政健全化法」は、1年間の収支や将来負担に関する財政指標(①～④の健全化判断比率・⑤の資金不足比率)を、監査委員の審査結果と共に議会に報告し、市民の皆さんに公表することを義務付けています。これらの比率が国の定める「早期健全化基準」・「経営健全化基準」を超える場合は、財政健全化計画や経営健全化計画を策定する義務を負うなど、財政の健全化に向けた取組を行うこととなります。

令和元年度決算に基づく本市の健全化判断比率および資金不足比率は、全ての指標において、各基準の範囲内となりました。

市では、引き続き行政改革を推進し、財政構造の弾力性・健全性をより一層高め、市民サービスの維持・向上を図っていきます。

▶財政課 田無  
☎042-460-9802

### ◆健全化判断比率と資金不足比率

◇健全化判断比率 (単位：%)

健全化判断比率	早期健全化基準
①実質赤字比率 (実質黒字比率 3.64)	11.49
②連結実質赤字比率 (連結実質黒字比率 6.50)	16.49
③実質公債費比率 1.7	25.0
④将来負担比率 21.7	350.0

注：実質赤字比率および連結実質赤字比率については、赤字額がないため「-」と表示しています。

注：( )内には、実質収支が黒字である場合の実質黒字比率および連結実質収支が黒字である場合の連結実質黒字比率を表示しています。

◇資金不足比率 (単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
⑤下水道事業会計 (資金剰余比率 12.8)	-	20.0

注：資金不足比率については、資金不足額がないため「-」と表示しています。

注：( )内には、資金剰余额がある場合の資金剰余比率を表示しています。

### ◆語句解説

- ①実質赤字比率  
一般会計等において、歳入から歳出や翌年度に繰り越す財源などを差し引いた額が赤字である場合、その赤字額(実質赤字)の標準財政規模(※)に対する割合
- ②連結実質赤字比率  
特別会計等を含めた全ての会計を対象とした実質赤字(または資金不足額)の標準財政規模に対する割合
- ③実質公債費比率  
一般会計等が負担する元利償還金など(借入金返済のための元金と利子や、一部事務組合への負担金・補助

金のうち、組合の借入金返済に充てたと認められるもの<sup>※</sup>)の、標準財政規模を基本とした額に対する割合

④将来負担比率  
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(借入金の残高、一部事務組合などの借入金返済に充てる負担等見込額、職員退職手当支給予定額<sup>※</sup>)の、標準財政規模を基本とした額に対する割合

⑤資金不足比率  
公営企業会計において資金不足額がある場合、その不足額の公営企業の事業規模に対する割合

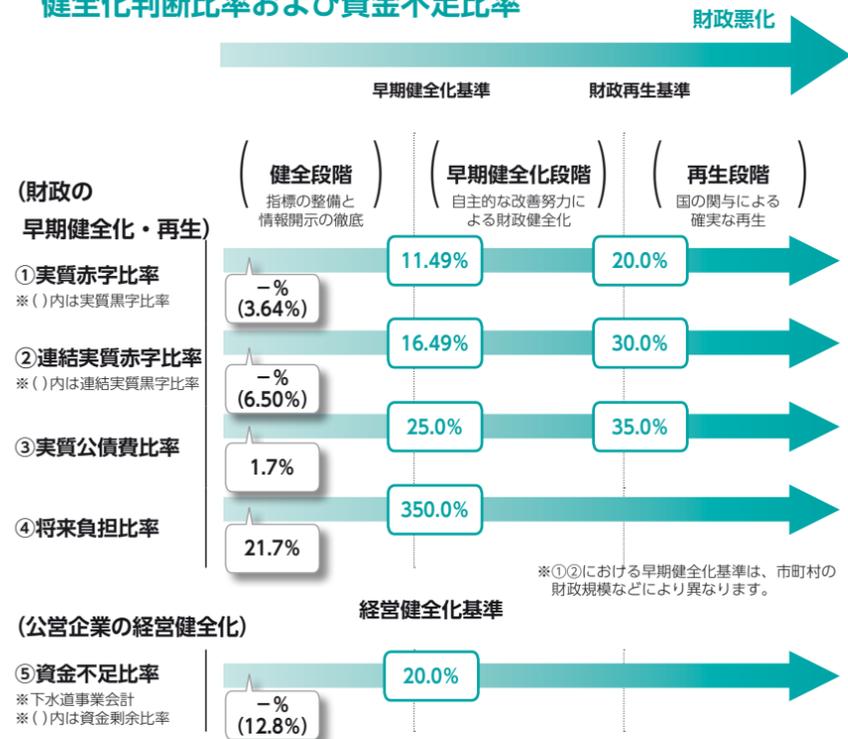
※標準財政規模…地方公共団体が、標準的な状態にある時に通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもの(臨時財政対策債の発行可能額を含む)

※紙面の都合上、固有名詞である専門用語をやむなく使用しています。財政白書では家計に例えるなど、より平易な言葉で解説を加えていますのでご覧ください。

### ◆令和元年度における比率の対象

西東京市			一部事務組合 広域連合	地方三公社 第三セクター
一般会計等	公営事業会計	公営企業会計		
● 一般会計	● 国民健康保険特別会計 ● 駐車場事業特別会計 ● 介護保険特別会計 ● 後期高齢者医療特別会計	● 下水道事業会計	● 柳泉園組合 ● 東京たま広域資源循環組合 ● 東京市町村総合事務組合 ● 多摩六都科学館組合 ● 昭和病院企業団 ● 東京都後期高齢者医療広域連合	● 西東京市土地開発公社
①実質赤字比率				
②連結実質赤字比率				
③実質公債費比率				
④将来負担比率				
⑤資金不足比率				

### ◆令和元年度決算に基づく 健全化判断比率および資金不足比率



### 財政白書・市税白書を作成しました

市民の皆さんに市の財政状況や市税の現状をご理解いただくため、「財政白書」と「市税白書」の最新版を作成しました。

財政白書(令和元年度決算版)は、財政課(田無庁舎3階)で、市税白書(令和元年度版)は、市民税課(田無庁舎4階)で、またいずれの白書も情報公開コーナー(田無庁舎5階)で配布しています。市HPでもご覧になれます。

- ▶財政白書に関するお問い合わせ……………財政課 田無 ☎042-460-9802
- ▶市税白書に関するお問い合わせ……………市民税課 田無 ☎042-460-9827
- 資産税課 田無 ☎042-460-9829
- 納税課 田無 ☎042-460-9831